2　後発開発途上加盟国は、自国が区分Aに指定しなかった規定について、この条に定める手続に従って実施を遅らせることができる。

後発開発途上加盟国の区分B

(a)　後発開発途上加盟国は、この協定の効力発生の後一年以内に、自国が区分Bに指定した規定を委員会に通報するものとし、後発開発途上加盟国のための最大限の柔軟性に考慮を払い、それらの実施のためのそれぞれの目標日を通報することができる。

(b)　後発開発途上加盟国は、(a)に規定する通報の日の後二年以内に、自国が指定した規定を確定すること及びそれらの規定を実施するためのそれぞれの期日を委員会に通報する。後発開発途上加盟国は、当該期限の前に当該確定日を通報するための追加的な時間が必要であると認める場合には、当該確定日を通報するために十分な期間の延長を委員会に要請することができる。

後発開発途上加盟国の区分C

(c)　後発開発途上加盟国は、透明性の観点から、かつ、拠出者との取極を促進するため、この協定の効力が生じた一年後に、後発開発途上加盟国のための最大限の柔軟性に考慮を払い、区分Cに指定した規定を委員会に通報する。

(d)　後発開発途上加盟国は、(c)に規定する日から一年後に、自国が実施するために必要な能力の開発のための援助及び支援のための情報を通報する（注）。

注　後発開発途上加盟国は、自国の貿易の円滑化の実施のための計画又は事業計画、実施について責任を有する自国の機関又は団体及び支援を提供するための取極を自国との間で既に有している拠出者に関する情報を含めることができる。

(e)　後発開発途上加盟国及び関係する拠出加盟国は、(d)に規定する通報の後二年以内に、(d)の規定に従って提出された情報に考慮を払い、区分Cを実施することができる能力の開発のための援助及び支援の提供に必要な、維持された又は締結された取極に関する情報を委員会に提供する（注）。当該取極に参加する後発開発途上加盟国は、速やかに当該取極を委員会に通報する。後発開発途上加盟国は、同時に、援助及び支援の取極の対象となる区分Cのそれぞれの約束を実施するためのそれぞれの目標日を通報する。また、委員会は、非加盟国の拠出者に対して既存の又は締結された取極に関する情報を提供するよう招請する。

注　当該取極は、第二十一条3の規定に適合するよう二国間で又は適当な国際機関を通じて、相互に合意した条件に基づくものとする。

(f)　関連する拠出加盟国及び後発開発途上加盟国は、(e)に規定する情報を提供した日から十八箇月以内に、能力の開発のための援助及び支援の提供に係る進捗状況について委員会に通報する。後発開発途上加盟国は、同時に、実施のための確定日の表を委員会に通報する。

3　拠出者の支援がなく、又は能力の開発のための援助及び支援の提供に係る進捗がないために、1及び2に規定する期限内に実施のための確定日を提出するに当たって困難に直面している開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国は、当該期限の満了前に可能な限り速やかに委員会に通報すべきである。加盟国は、関係する加盟国が直面している特定の状況及び特別の問題に考慮を払い、そのような困難に対処するに当たり支援することについて合意する。委員会は、適当な場合には、当該困難に対処するための措置（必要に応じ開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国が確定日を通報するための期限を延長することによるものを含む。）をとる。

4　1(b)若しくは(e)に規定する期限又は後発開発途上加盟国の場合には2(b)若しくは(f)に規定する期限の三箇月前に、加盟国が区分B又は区分Cに指定した規定の実施のための確定日を通報していなかった場合には、事務局は、当該加盟国に対して注意を喚起する。開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国にあっては、期限を延長するため、開発途上加盟国にあっては1(b)及び3の規定、後発開発途上加盟国にあっては2(b)及び3の規定を利用せず、実施のための確定日をいまだ通報していない場合には、開発途上加盟国にあっては1(b)若しくは(e)に規定する期限の後一年以内又は3の規定によって延長された期限の後一年以内に、後発開発途上加盟国にあっては2(b)若しくは(f)に規定する期限の後一年以内又は3の規定によって延長された期限の後一年以内に、自国が区分B又は区分Cに指定した規定を実施する。

5　委員会は、1、2又は3の規定に従い区分B及び区分Cの規定の実施のための確定日の通報があった日の後六十日以内に、区分B及び区分Cの規定の実施のための加盟国の確定日を含む附属書（4の規定に基づいて設定される期日を含む。）について了知することとし、それにより当該附属書はこの協定の不可分の一部を成す。

第十七条　早期警報制度（区分B及び区分Cの規定を実施する期日の延長）

1(a)　開発途上加盟国又は後発開発途上加盟国は、開発途上加盟国にあっては前条1(b)又は(e)の規定に基づいて、後発開発途上加盟国にあっては同条1(b)若しくは(e)又は同条2(b)若しくは(f)の規定に基づいて設定した確定日までに、区分B又は区分Cに指定した規定を実施するに当たり困難に直面していると認める場合には、委員会に通報すべきである。開発途上加盟国は、実施の期日が経過する百二十日前までに委員会に通報する。後発開発途上加盟国は、当該期日の九十日前までに委員会に通報する。

(b)　委員会に対する通報においては、開発途上加盟国又は後発開発途上加盟国が関連する規定を実施することができると予想される新たな期日を示すものとする。また、当該通報は、当該実施が遅延すると予想される理由を示すものとする。当該理由には、当初に予測されなかった能力の開発のための援助及び支援の必要性又は能力の開発のための追加的な援助及び支援の必要性を含めることができる。

2　開発途上加盟国が要請する実施のための追加的な時間が十八箇月を超えない場合又は後発開発途上加盟国が要請する実施のための追加的な時間が三年を超えない場合には、要請する当該加盟国は、委員会が更なる措置をとることなく、当該追加的な時間が与えられる。

3　開発途上加盟国又は後発開発途上加盟国は、最初の延長において2に規定する期間よりも長い期間の延長が必要であると認める場合又は二回目若しくはそれ以降の延長が必要であると認める場合には、最初の実施の確定日又はその後に延長された実施の確定日が経過する前、開発途上加盟国にあってはその経過の百二十日前までに、後発開発途上加盟国にあってはその経過の九十日前までに、1(b)に規定する情報を含む延長の要請を委員会に提出する。

4　委員会は、要請を提出する加盟国の特定の状況に考慮を払い、延長の要請を承認することについて好意的な考慮を払う。これらの状況には、能力の開発のための援助及び支援を得ることに関する困難及び遅延を含めることができる。

第十八条　区分B及び区分Cの実施

1　開発途上加盟国又は後発開発途上加盟国は、第十六条1又は2及び前条に定める手続を満たしつつ、要請した延長が認められなかった場合又は当該開発途上加盟国若しくは当該後発開発途上加盟国が同条の規定に基づいて認められる延長を妨げる予見されなかった状況に直面する場合において、区分Cに指定した規定を実施する自国の能力が引き続き不足していると自ら評価するときは、第十三条2の規定に従い、関連する規定を実施することができない旨を委員会に通報する。

2　委員会は、速やかに、また、いかなる場合にも関連する開発途上加盟国又は後発開発途上加盟国から通報を受領した後六十日以内に専門家部会を設立する。同部会は、問題を検討し、同部会が構成された日から百二十日以内に委員会に対して勧告を行う。

3　専門家部会は、貿易の円滑化並びに能力の開発のための援助及び支援の分野において高い資質を有する独立した五人の者で構成される。同部会の構成については、開発途上加盟国の国民と先進加盟国の国民との間の均衡を確保する。後発開発途上加盟国が関与する場合には、同部会には、少なくとも一人の後発開発途上加盟国の国民を含める。委員会が同部会の設立から二十日以内に同部会の構成について合意することができない場合には、事務局長は、委員会の議長と協議して、この3に定める条件に従って同部会の構成を決定する。

4　専門家部会は、能力が不足しているとの加盟国の自らの評価について検討するものとし、委員会に対して勧告を行う。後発開発途上加盟国に関する同部会の勧告について検討する場合には、委員会は、適当な場合には、持続可能な実施の能力の取得を促進する措置をとる。